平成２６年（フ）第１７７７号
前住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄10丁目７番地２　サンハイツ名宝402号
債務者　吉田　理佳
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８７号
福岡市西区小戸４丁目19番８―208号
債務者　江川冨士子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４号
福島県いわき市勿来町窪田十条３番地　日本製紙社宅13―25
債務者　西村　広宣
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７９号
福島県いわき市常磐下湯長谷町野木前58番地市営住宅661
債務者　本田　香那
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３５３号
茨城県水戸市酒門町2706番地の１　カトウハイツ101号
債務者　四宮　数貴
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７６号
茨城県水戸市河和田２丁目７番地の４　赤塚コーポＢ棟103号、旧住所茨城県水戸市大塚町993番地の213
債務者　大曾根政次
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４２４号
兵庫県加古川市尾上町養田1506番地の３　Ｔ・ウエストマンションＡ―106号
債務者　岸田　紫延
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４２７号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５　万葉ハイツ東加古川611号
債務者　吉川　友康
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目56番地　パストラルＢ―２―３
債務者　松本　亮
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６３号
兵庫県加古川市尾上町今福264番地の６
債務者　ワカヤマオートこと　若山　尚司
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４２号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目488番地　福庭荘１号室、旧住所鳥取市青谷町青谷3356番地２・鳥取県倉吉市山根599番地１　フォーブル上井102号室
債務者　房安　慎
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷564番地165　町住６―Ａ号
債務者　丸岡　和雄
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷564番地165　町住６―Ａ号
債務者　丸岡ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第８３７号
広島市西区田方１丁目19番11―102号
債務者　松木　英樹
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５９号
広島市南区出汐２丁目３番29―506号
債務者　常名江美子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７４号
広島市中区舟入南４丁目13番７号
債務者　香川　重遠
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９５号
広島市安佐北区安佐町大字久地1185番地22
債務者　佐々木　賢
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部